

商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 《略》</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域資源の活用<u>など</u>を取り込んだ具体的な「商店街等振興計画」の実行を支援することによって、地産地消・外商の促進を図るとともに、商店街等の空き店舗を活用した新規創業希望者等の育成及び出店を支援することによって、商店街等のにぎわいの創出及び周辺住民の利便性の確保を図り、地域商業の活性化につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第18条 《略》</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月8日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号から第6号まで、第11条、第12条第4項、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 《略》</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域資源の活用<u>並びに産業クラスター及び観光クラスター</u>を取り込んだ具体的な「商店街等振興計画」の実行を支援することによって、地産地消・外商の促進を図るとともに、商店街等の空き店舗を活用した新規創業希望者等の育成及び出店を支援することによって、商店街等のにぎわいの創出及び周辺住民の利便性の確保を図り、地域商業の活性化につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第18条 《略》</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月8日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号から第6号まで、第11条、第12条第4項、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>備考</p> <p>文言修正</p>

商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考
<p>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附則追加</p>

商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新						旧						備考
別表（第5条関係）						別表（第5条関係）						
補助対象事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率 補助限度額	備考	補助対象事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率 補助限度額	備考	
事業者や商店街振興組合、商工会、商工会議所、市町村及び県等が一体となって策定した「商店街等振興計画」に位置づけられた取組で次に掲げるもの (1) 地域商業の活性化に資する事業 (2) チャレンジショップ事業	市町村等	商工団体等又は事業者グループ	(1) 商店街等振興計画に位置づけられた取組に係る経費であって、知事が必要であると認めたもの（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料及び賃借料） (2) チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、改装費、修繕費並びに旅費	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内  【補助上限額】 500万円	市町村等の要綱で定められた補助率が4分の3（県補助分を含む。）以上（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた場合も含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額の2分の1以上であることを条件とする。	事業者や商店街振興組合、商工会、商工会議所、市町村及び県等が一体となって策定した「商店街等振興計画」に位置づけられた取組で次に掲げるもの (1) 地域商業の活性化に資する事業 (2) チャレンジショップ事業	市町村等	商工団体等又は事業者グループ	(1) 商店街等振興計画に位置づけられた取組に係る経費であって、知事が必要であると認めたもの（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料及び賃借料） (2) チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、 <u>備品購入費</u> 、改装費、修繕費並びに旅費	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内  【補助上限額】 500万円	市町村等の要綱で定められた補助率が4分の3（県補助分を含む。）以上（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた場合も含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額の2分の1以上であることを条件とする。	表内 文言削除
(注1) 事業実施主体が事業を実施する際の委託料については、あらかじめ知事と協議しなければならない。（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）						(注1) 事業実施主体が事業を実施する際の委託料については、あらかじめ知事と協議しなければならない。（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）						
(注2) システム運営に係る維持管理費用（ランニングコスト）は補助対象外とする。						(注2) システム運営に係る維持管理費用（ランニングコスト）は補助対象外とする。						
						<u>(注3) チャレンジショップ運営に係る備品購入は、感染症対策のために必要なものに限る。</u>						注釈 文言削除